

# 令和7年12月に、山形沿岸の高潮浸水想定区域図を新たに指定

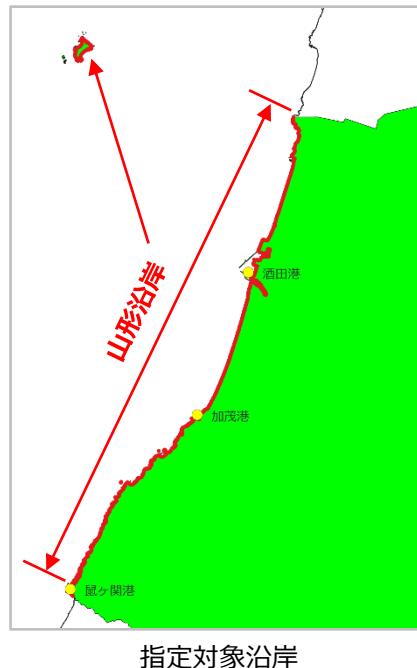
- 令和3年の水防法改正により、高潮浸水想定区域の指定対象がすべての海岸とされたことを受けて、山形沿岸の指定を行います。
- これまで、水位周知海岸（※1）が指定の対象でしたが、**すべての海岸（※2）が指定の対象となりました。**
- 県は、**令和7年12月に指定・告示**を行います。指定・告示後は、**市町のハザードマップ**により県民へ周知され、命を守る行動に役立てられます。

※1

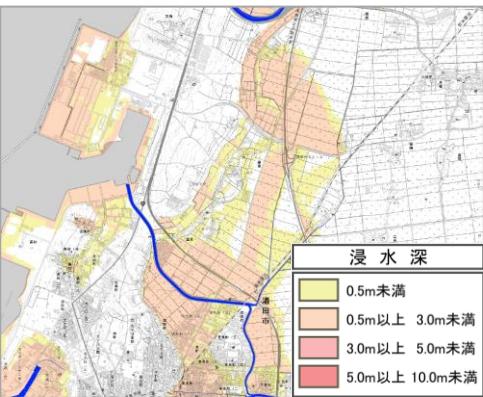
高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。山形県では該当なし。

※2

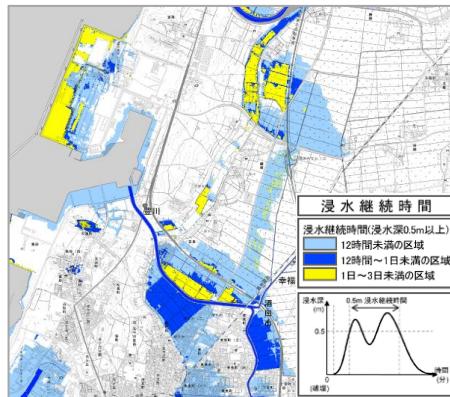
高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸



指定対象沿岸



高潮浸水想定区域  
(浸水域、浸水深)



高潮浸水想定区域  
(浸水継続時間)

## 高潮浸水想定区域とは（水防法第14条第3項）

- 高潮浸水想定区域は、**想定し得る最大規模の高潮**により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を地形等をもとにシミュレーションしたものであり、想定される浸水深と併せて公表します。
- 「**想定し得る最大規模の高潮**」とは、国土交通省の基準により定められたもので、日本に接近した台風のうち既往最大規模（室戸台風規模）の台風が、満潮時に潮位偏差が最大となる経路を通過した場合に発生し得る高潮です。
- 加えて、山形県では低気圧による高潮で台風よりも大きな潮位偏差が観測されていることを踏まえて、既往最大規模の低気圧による検討も実施しております。
- これらの条件は、**施設では守り切れない事態においても、少なくとも命を守ることを目指す**ために、極めて大きな高潮を想定しているものです。



## 高潮浸水想定区域の確認方法

- 高潮浸水想定区域は、庄内総合支庁建設部河川砂防課、県土整備部河川課、及び山形県ホームページ（ホーム>暮らし・環境>社会基盤>河川・ダム）から閲覧できます。



## お問い合わせ

高潮浸水想定区域：県土整備部河川課、庄内総合支庁建設部河川砂防課

高潮ハザードマップ：各市町